

茅ヶ崎市財産の買入又は製造の請負制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、茅ヶ崎市が発注する財産の買入又は製造の請負の契約を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札の方法により締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の5の2の規定により当該入札に参加する者に必要な資格を定めて実施すること（以下「制限付き一般競争入札」という。）について、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件等)

第2 制限付き一般競争入札により契約者を締結するもの（以下「対象案件等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 財産の買入

(2) 製造の請負

(対象案件等の規模)

第3 対象案件等の規模は、設計金額が7,000,000円以上のものとする。ただし、市長が特に必要と認める対象案件等については、当該規模未満のものについても、制限付き一般競争入札を実施することができる。

(その他の事項)

第4 この要領に定めるもののほか、制限付き一般競争入札に係る事項については、茅ヶ崎市建設工事等制限付き一般競争入札実施要領（平成20年7月1日施行）の規定の例による。

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、制限付き一般競争入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。